○財務省告示第二百五十二号

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四十一条の規定に基づき国庫に帰属した国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年七月二十四日　　財務大臣　与謝野　馨

（別表）

国債の名称	記号	買入消却実行日	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（変動・十年）	第五回	平成二十一年七月二日	三千万円	八二千四百九十九万円七百十
〃	第六回	〃	一億三千五百万円	一一億九三千六百三十万円
〃	第七回	〃	三百三十万円	八三百二十四万七千円
〃	第九回	〃	三百万円	八二百四十七万九千円
〃	第十回	〃	七千六百五十万円	七四千六百四十一万四千円
合計			万二億四千七百八十円	九二億四千六百四十万百四十円

○財務省告示第二百五十三号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年七月二十四日　　財務大臣　与謝野　馨

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（変動・十年）	第三回	十五十一万円億八千二百八	十五十一七万八千四千八百六十円九
〃	第五回	六三百四十万円十八億一千百	十百三三百一五百四十万五億八千九三七百七
〃	第七回	百四四百八十七万円十六億九千九	七百四四百十四九十万六円十三億八千九三百九
〃	第九回	四四百十八万円一億四千八百	円六四百九億七千三百五十四
〃	第十一回	円四四百三億千四百一万	九四千百九億十四五千三百七万
合計		六千六百七十七万円億六千	百九千二百五十一億四千二百六万円

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第５５号

鹿児島県薩摩郡さつま町鶴田2458番地４
債務者　有限会社西田鉄工建設
代表者代表取締役　西田　信隆
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　秀郎
4　破産債権の届出期間　平成21年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月20日午前11時

鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第３２５号

北海道旭川市十条通19丁目１番地の１
債務者　有限会社北建サービス
代表者代表取締役　長谷川伸良
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富川　泰志
4　破産債権の届出期間　平成21年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年８月26日午後３時40分

旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７５号

神奈川県横須賀市大矢部２丁目８番11号
債務者　有限会社アシスト
代表者取締役　上原多津子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　正規
4　破産債権の届出期間　平成21年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月30日午前10時

横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１３０号

新潟県小千谷市大字山谷2666番地３
債務者　株式会社田舎屋
代表者代表取締役　佐藤　恵一
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　七起
4　破産債権の届出期間　平成21年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月23日午前11時

新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１３３号

島根県雲南市吉田町吉田2705番地１
債務者　伸光建設有限会社
代表者代表取締役　石原美津子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　晴夫
4　破産債権の届出期間　平成21年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月６日午後２時

松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３４号

島根県雲南市吉田町吉田2704番地６
債務者　石原建設有限会社
代表者代表取締役　石原　誠二
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　晴夫
4　破産債権の届出期間　平成21年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月６日午後２時

松江地方裁判所民事部